

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和8年度建設業情報管理システム電算処理業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 杉中 洋一 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)
契約締結日	令和8年4月1日
契約の相手方の 氏名及び住所	(一財)建設業情報管理センター (東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号)
契約金額	金55,000円 (1ユーザID当たり・月額) ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予定価格	金55,000円 (1ユーザID当たり・月額) ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
随意契約による こととした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備考	単価契約 総価3,000,000円

随 意 契 約 理 由 書

業者名：一般社団法人建設業情報管理センター

件 名：令和 8 年度建設業情報管理システム電算処理業務

随意契約の理由：

本業務は、建設業許可、経営事項審査の申請・届出に係る審査、通知書の作成等の許可行政庁における事務処理を行う建設業情報管理システムによるデータの処理等に関するサービスの提供を行うものである。

全国オンラインネットワーク化された建設業情報管理システム（以下「本システム」という。）を許可行政庁が利用することにより、建設業者間における技術者の名義貸し等の防止、建設業者の許可情報等の共有が図られ、建設業者に対する指導監督を適正に行うとともに、建設業許可事務等の厳正化・迅速化が可能となる。

本システムは、建設業者の情報等について、全国を通じて一元的なデータ収集・管理を行い、不良・不適格業者の排除に寄与すること等を目的として昭和 62 年に設立された一般財団法人建設業情報管理センターが開発・所有している。

また、これらの目的は、一つの許可行政庁が欠けても達成することができないため、全ての許可行政庁が同一システムを使用する必要があり、国土交通省及び 47 都道府県の合意により、本システムを構築し、以後、改良・管理・運営をおこなっているところである。

同センターは、本システムを所有し、かつ、本業務を遂行できる唯一の法人であり、本システムを全ての許可行政庁が使用しているところである。

よって、上記法人と会計法第 29 条の 3 第 4 項並びに予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号を適用し、随意契約を行なうものである。